

令和3年度事業計画

I はじめに

令和2年度の事業計画の冒頭で、令和元年12月頃から蔓延し始めた新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）に言及した。その後もコロナはその威力を衰えることなく依然として猛威を振るっている。前年度は司法書士法改正により司法書士が法律事務の専門家としての使命が明確化され、その認知への取組を中心に事業計画を立案していたが、このような状況下であり、立案した事業計画の全てを執行できたわけではない。今年度は前年度未達であった事業を進めることに加えて、コロナ禍の特殊な環境下でも、会員の安心安全を確保した上で、事業を執行できるようにコロナ対策についてもさらに検討し、取り組んでいく。

さて、新たな司法書士法（司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律（令和元年法律第29号）・以下「新法」という。）が一昨年成立し、昨年8月1日に施行され、司法書士の新たなステージが始まった。昨年は上記のとおりコロナ禍の影響により、新法施行に伴う司法書士の使命に関する事業については課題が残るところである。司法書士が社会にさらに認知され、利用されることを目指し、関係法令の改正及びその内容を国民に周知する活動を重点的に行い、その活動によって司法書士の認知度をさらに向上させ、結果的に新法で規定された司法書士の使命規定、すなわち国民の権利擁護を達成できるものと考える。

また、昨今「SDGs（持続可能な開発目標）」（以下「SDGs」という。）の意識が国民全体に広がっている。SDGsとは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標である。地球の全ての構成員にこの活動が求められており、当会も例外ではない。当会の事業内容にも空き家・所有者不明土地への対応、中小企業への活動支援など関連する事業もあり、今後会内でその考え方をもって事業を進めていくことが求められるため、この考え方を取り入れた会務の実践に努める。

II 重点方針

1 コロナ禍中の会務の柔軟な推進

（1）コロナ禍の中で執行可能な会務の確立と柔軟な事業の展開

いまだ収束の兆しを見せないコロナに対して、一定の距離を保ちつつ安全に執行できる会務を確立させ、柔軟性をもって実行していきたい。

新たな生活様式への対応が求められる中、会としてもそれらへの対応を模索しながら会務を遂行していく必要がある。市中での感染状況を常に把握し、行政の対応を参考にしつつ、その中で事業を最大限展開できるように対応していく。

（2）コロナ禍により司法アクセスが阻害されている市民に対する支援

コロナ禍によって日常の法律問題を解決することに困難を感じている市民、法律上保護されるべき権利が享受できない市民に対しては、社会活動・相談活動・広報活動を通じて法的支援・啓発事業を開拓していきたい。

(3) コロナ収束後の新しい地平における会務の在り方を視野に入れた行動

コロナ感染予防策の一環として導入されたＷＥＢ研修やリモート会議は、コロナ収束後といえども、その姿を消すものではない。また、オンライン申請率の向上、裁判のＩＴ化、リモートワークの拡大等により、今後も本来業務・会務の形態に大きな変化が見込まれる。その変化に応じた会務の在り方を視野に入れた取組をしていきたい。

コロナの収束後には、来日する外国人によるインバウンド需要が以前と同様の活況を取り戻すものと思われる。外国人等からの幅広い要望事項への対応(外国語が堪能な司法書士のリスト化・渉外業務へのアプローチ・法律用語が理解できる通訳の設置など)も今の段階から準備していきたい。

2 権利擁護の担い手としての司法書士の周知・活用促進、適性の確保、非司法書士対策

司法書士法に使命規定が創設されたこと、また、司法書士が国民の権利擁護の担い手として規定されたことを国民に周知し、これまで以上に司法書士のその分野での活躍による成果を国民に享受していただきねばならない。そのためには、司法書士の役割・使命を国民に理解していただいた上で、これまで以上に司法書士を活用してもらうこととなる。

司法書士側としても、これまで以上に法令に精通し、国民の要請に応えなければならない。その司法書士側の能力担保のためには、過去の改正から直近の改正までを含め、各種関係法令に関する研修の充実を図る必要がある。

また、司法書士の業務領域の保全のためにも、これまで以上に非司法書士対応にも力を入れていく。

昨年度も掲げていたが、引き続き、司法書士に課せられた使命規定に関して「知つてもらうこと」「利用してもらうこと」「国民の権利擁護を全うできる司法書士の養成」「司法書士の活動領域の保全」の各分野において目標を掲げて推進していく。

3 相続登記手続の受任促進

自筆証書の遺言書保管が法務局で昨年7月10日から開始した。家族の形が従来の「家」単位から様々な形に変化している昨今、遺言・相続に関する国民の関心は非常に高いものがある。

所有者不明土地や空き家問題等、相続登記の促進が国を挙げての急務であるところ、民法・不動産登記法の改正検討が進められており、令和3年の通常国会で審議される予定である。改正予定の内容から想定される取組が必要と思われる事項の主なものは次のとおりである。

(1) 相続登記の義務化による司法書士の活用

(2) 新設される土地管理人、改善される不在者財産管理人や相続財産管理への司法書士の活用

これらの関連法律改正により、司法書士の活動場面は今後も拡大する見込みである。この機会を逃すことなく、各種改正を適切に理解し国民の権利擁護の担い

手たる資質を備えるための会員研修会等の機会を充実させ、対外的には相続登記手続の専門家は司法書士であることの広報活動をしっかりと行っていく。

4 商業・法人登記受任の促進

商業法人登記のオンライン申請率は高くない。最大の理由として考えられるることは、商業法人登記における司法書士の申請代理人としての関与率が伸びないことである。会社法の改正などにより、より専門性の高い高度な知識が必要とする領域となっており、登記業務の専門家としてこの分野の関与率を高めていかなくてはならない。

司法書士以外からの申請には補正率が高く、その処理に時間を要すること等、法務局での問題も生じていると聞く。法務局とも協働の上、司法書士の関与率を上げ、登記行政円滑化へさらなる貢献を果たさなければならない。昨今は特に外国人による会社設立等が増えており、それに伴い外国人による登記申請への対応（例えば、日本語が話せない外国人への制度・手続説明等）を検討しなければならない時期に来ている。

商業法人登記における司法書士の有用性を、中小企業支援における活用、外国人関与の登記申請への支援などを含め、市民や行政その他関係諸機関に強くアピールし、もって商業・法人登記の受任促進につなげたい。

5 不動産取引に関する研究

いわゆる「分かれ取引」について、引き続き研究を行う。

前年度非常に意義のあった大学教授等を交えての意見交換会を今年度も実施し、不動産取引に関連する判例の動向に詳しく、また綱紀調査、懲戒制度などにおいて司法書士執務に理解の深い方々の意見をお聞きし、研究内容をより充実させていきたい。また、取引執務に関係する法令、会則等の規定及び近時の判例の動向をふまえ、研究内容を整理し、会員の執務の指針や参考になるものを提示する方法について検討する。

III 主要な具体的事業

1 相談業務の充実

当会の相談事業の展開により司法書士が広く国民に認知されたところではあるが、さらに司法書士の使命を国民に理解されるには、相談を通じて市民が司法書士にアクセスしやすくなるように受付手続きや相談員割当てなどのIT化を検討し、相談内容に応じた相談会の開催など市民のニーズに応える改善を検討することが必要である。

また、相談から現実の業務の依頼へつながるように司法書士紹介制度などを更に市民が利用しやすいものへと改善していく。

近年、会社設立等を中心に社会から外国語による制度・手続説明の要請があるところ、これについての対応も検討していきたい。

相談事業の根幹ともいべき相談員の資質及び技量の向上についても相談員研修の実施などにより推進していく。

2 研修の充実

年間12単位の研修受講率が当会では非常に高い。この高い受講率を支えているのは、各支部で実施されている支部研修の貢献によるものである。支部研修は支部長会議とも連携し、さらに充実したものとなるよう研修の充実を図りたい。

また、関連法令の改正を適正に会員が修得できなければ、国民の権利擁護という司法書士の使命も果たせない。新たな改正等はもちろんのこと、基礎研修も含めてすべての会員が受講可能となるよう昼間の研修の増加も検討し、研修機会の充実を図る。

3 市民向け相続・遺言シンポジウム開催

先述のとおり、相続登記に関する国民の関心が高く、また民法・不動産登記法等の改正もなされ、あるいは今後なされるところから、司法書士の専門分野である登記を中心に司法書士法施行規則第31条の財産管理業務など、この分野への取り組みがこれまで以上に重要となる。相続・遺言の相談は司法書士に依頼していただくべく、市民向けシンポジウムを開催する。

4 広報事業

上記シンポジウムのほか、司法書士の認知度を、使命規定創設を契機にさらに改善させるべく広報事業も新しい施策を検討する。国民からより多くの業務へつながるよう、司法書士の認知度を上げ、国民にとって親しみの持てるようなこれまでにはなかった広報を考えていく。

5 非司法書士対応

司法書士法施行規則第41条の2に基づく、法務局が司法書士会に委嘱して実施される非司法書士調査を今年度も継続して行うほか、昨年度も行った他士業団体に対する非司法書士行為への理解と、各会会員への指導を求める活動を今年度も行う。

別途、非司法書士行為が疑われる他資格者についても、当会から非司法書士行為への注意喚起を行うほか、悪質な事例については事実関係の調査を行った上で告発等を検討していく。

これらの活動は、司法書士の活動領域を守っていく意味でも重要な活動であり、今年度も非司法書士行為の摘発・監視を行っていく。

なお、民間事業者によるウェブサイトを利用した不動産登記・商業登記書類作成にかかる問題（グレーゾーン問題）については、平成30年度から対応ワーキングチームを組成しているが、今年度も引き続き日本司法書士会連合会の担当部署とも連携してこの対応にあたっていく。

6 簡裁代理業務、地裁本人訴訟支援への取組み

司法書士の簡裁訴訟代理への関与率低下が指摘されている。当会でも少額裁判報酬助成制度等を通じてその改善への対応をしているが、その改善は思うようには進んでいない。

対応としては、報酬助成とともに会員研修等のスキルアップが考えられるので、

その方策を検討の上実践していく。

また、現在、政府及び司法府において民事裁判手続のＩＴ化が検討されている。インターネットを利用した裁判手続が実現すれば、迅速かつ効率的な民事裁判が実現されることになり、司法サービスの向上につながるところであり、速やかなＩＴ化の実現と推進を望むものである。

登記手続のオンライン申請が開始して既に十数年が経過しており、司法書士がこれまでに培ったＩＴ利用のスキル等を裁判ＩＴ化にも利用し、国民の権利擁護に貢献していく。

7 長期所有者不明土地・空き家問題対応

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部が平成30年11月15日から施行され、長期相続登記等未了土地に係る不動産登記法の特例が開始した。具体的には、長期間、相続登記等がされていない土地について、登記官が、長期相続登記等未了土地である旨等を登記簿に記録すること等ができる制度が創設された。また、同法施行により、財産管理制度に係る民法の特例が創設され、所有者不明土地の適切な管理のために特に必要がある場合には、地方公共団体の長等が家庭裁判所に対し財産管理人の選任等を請求可能にする制度が開始した。

所有者不明土地問題、空き家問題については、冒頭で述べたＳＤＧｓの考え方からも将来的にも求められる動きである。相続登記の義務化等も当該問題解決のための施策である。従前から当会は、自治体に相続人調査、相続登記手続等の活用のアピールを継続しており、現在では7自治体との間で業務提携契約を交わしている。基本的には「空き家問題の予防及び解決に取り組む司法書士名簿」登録会員を中心に対応いただいているところである。今後もこの流れは続き、他の自治体においても同様の対応がなされることが予想される。当会も自治体・議員等への働き掛けを継続し、この対応を拡大させていきたい。名簿登載会員に限らず支部の協力も不可欠であり、お願いするものである。

この新たな分野で、司法書士はこれまでの経験を生かして国民の権利擁護に貢献できる可能性が大いに広がる。各自治体の担当部門への働き掛け等、当会支部との連携の下、司法書士業務の新たな領域の拡大へつなげることができるよう今年度も継続して推進していく。

8 災害被災者相談への対応

当会は大阪府内の災害への対応にとどまらず、日本全国の災害に対し、相談員派遣、電話での相談等の対応を行ってきた。従来は災害の都度、個別での対応をし、相談員等も都度招集していたが、当会内でのこの分野での取り組みを確固たるものとするため、永続的な災害被災者相談員の養成・派遣に取り組む。

具体的には、災害被災者相談向け研修を企画し、災害被災者相談員名簿の設置を検討する。市町村との災害被災者相談の協定書に関しても事業報告にある通り、協定を締結する自治体が増加している。今年度もさらに協定締結の拡大を進めていきたい。

9 司法ソーシャルワーク・権利擁護事業の推進

これまで当会は司法ソーシャルワークの観点から様々な方策を講じてきた。高齢者、障がい者、経済的困窮者、女性や子ども、セクシュアル・マイノリティ、自死遺族等への司法ソーシャルワークなどを通じて、今年度も「身近なくらしの法律家」としての地位を確立させていきたい。成年年齢引き下げに関しても消費者被害の予防の観点から、主としては法教育事業を通じて社会への周知を図り、トラブルが生じないように働き掛けていくとともに当会会員に対する研修も実施する。

また、法テラスの特定援助対象者法律相談援助事業についてもアウトリーチで相談に対応し、権利擁護に資するところから、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート大阪支部（以下「L S 大阪」という。）とも協働し、事業の利用推進を図りたい。

10 成年後見制度利用促進法への対応

令和3年度で成年後見制度利用促進法に基づく利用促進計画への対応が最終年度となる。大阪府内でも徐々に検討が進んでいるが、促進法が理想とするところまではいまだ距離がある。当会は、成年後見制度対応ワーキングチームを中心とし、L S 大阪とも、また三士会とも協働し、地域連携の一つのきっかけともすべく対応していく。

11 会員の安全確保への対応

「はじめに」で述べたとおり、コロナは、当会の会務運営にも大きな支障をもたらしている。このような非常時に会員が安心して会務や研修に参加できるよう、インターネットを介して行うW E B会議やオンライン研修を検討するなど、様々な対応を迅速に検討・実行していきたい。

12 事務局職場環境整備

会員数2,400余名を擁する当会にあって、日常の会員サービスのほか、外部からの様々な問い合わせ、苦情の対応など、事務局の携わる事務量は膨大な量に及ぶ。また、当会の事業は非常に多岐にわたり、さらに、業務委託を受けている関連団体の事務が加わる。それら多くの事務をこなすためには、相当数の職員の配置と作業空間の確保とともに、作業の効率化を図っていく必要がある。

令和3年度は、具体的な作業ごとに見直しを図り、会員や事務局職員の意見等を踏まえつつシステム改善に向けて調査を行う。